

# 柔道整復師のかかり方

× ×

## 健康保険が適用になる施術と適用にならない施術があります

健康保険が適用される範囲を正しく理解して利用してください

### 健康保険証が使える場合

[外傷性の負傷のみ]

OK!

- 打撲 ● 捻挫
- 挫傷(肉離れ) ● 骨折
- 不全骨折(ひび) ● 脱臼

骨折、ひび、脱臼は応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。

### 健康保険証が使えない場合

[病気による痛み・原因不明の痛み]

NG

- 日常生活による単なる痛みや肩こり
- 特に症状の改善がみられない長期にわたる漫然とした施術
- スポーツなどによる肉体疲労からの回復目的
- 脳疾患などの後遺症 ● リュウマチ・関節炎などの痛み
- 病院や診療所などで同じ負傷を治療している

通勤中や勤務中の負傷は労災保険の適用になります。

健康保険適用となる施術を受けた場合は健保組合への療養費支給申請手続き(署名)が必要です



施術を受けた方に代わって  
柔道整復師が健保組合に  
請求します申請内容を確認して  
署名をしてください。

### 申請書確認のチェック事項

- 健康保険適用の説明を受けた負傷名のみが記載されているか確認してください。
- 曆月ごとの申請ですので、その月に通院した日を確認してください。

### 安心な整骨院・接骨院選びのポイント

POINT  
1

#### 施術内容や料金について正しい説明がある。

健康保険適用となる施術内容や料金は、厚生労働省の通知により定められています。  
クーポン券や回数券などによる割引きはありません。

POINT  
2

#### 広告事項を正しく守っている。

看板や広告に表記できるのは「柔道整復師であること」「氏名」「住所」「名称と所在地・電話番号」「施術日・施術時間」その他厚生労働省大臣が指定する事項です。  
「健康保険が使えます」などの表記は出来ないことになっています。

POINT  
3

#### 領収書を必ず発行する。

柔道整復師は施術を受けた方に対して領収書を発行することが義務づけられています。

### 長期にわたって整骨院・接骨院にかかり、症状の改善がみられない方へ

症状の改善がみられない時は、他の疾患が原因となっている可能性があります。

重症化を防ぐために医療機関の受診をオススメします。

整骨院・接骨院からの請求の中には、誤った請求や不適切な請求が一部見受けられます。健保組合では、皆さまからお預かりする保険料を適正に使用するために負傷原因や施術内容について照会させていただく場合があります。照会文が届きましたら、ご自身でご回答いただき、ご協力をお願いいたします。